

# 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

## 1 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の改訂について

香川県後期高齢者医療広域連合では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」に基づき、後期高齢者医療制度関係事務において、個人番号を含む個人情報ファイル(以下、「特定個人情報ファイル」という。)を保有しており、平成29年7月には、各情報保有機関と情報提供ネットワークシステム等を通じて直接加入者情報を利用する情報連携が開始されます。

平成27年7月に本広域連合では特定個人情報保護評価を実施しましたが、特定個人情報ファイルの取り扱いに重要な変更を加える際は、特定個人情報保護評価を再実施することになっています。

つきましては、情報連携開始に伴い特定個人情報保護評価(全項目評価書)の内容を次のとおり改めました。

## 2 評価書の主な改訂内容について

### I 基本情報【P3～P18】

- 後期高齢者医療保険事務の内容、特定個人情報を取り扱う理由等を記載したもの
- ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供等の事務に必要な中間サーバーや住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバー運用・管理を社会保険診療報酬支払基金または国民健康保険団体連合会(以下「取りまとめ機関」)に一元的に委託することに伴い発生する事務内容を追加しました。
- ・使用するシステムに取りまとめ機関に設置する中間サーバーを追加しました。

### II 特定個人情報ファイルの概要【P19～P35】

- 対象となる人数、記録される項目、特定個人情報の入手方法や取扱いの委託等を記載したもの
- ・地方公共団体情報システム機構(以下「住基ネット」)から個人番号を、また情報提供ネットワークから特定個人番号を入手する方法、妥当性、根拠等について追加しました。
- ・特定個人情報ファイルの委託事項に、取りまとめ機関に設置する中間サーバーにおける情報照会、提供事務等を追加しました。

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【P36～P52】

- 特定個人情報の入手や使用、委託、他機関への提供、保管及び消去等におけるリスク対策等を記載したもの
- ・特定個人情報ファイルの取扱いについて、取りまとめ機関に設置する中間サーバーにおけるリスクに対する措置等を追加しました。
- ・情報提供ネットワークとの接続におけるリスク及び取りまとめ機関が定める広域連合の運用におけるリスクに対する措置等を追加しました。

### IV その他のリスク対策【P53】

- 監査や従業者に対する教育・啓発等について記載したもの
- ・取りまとめ機関が定める本広域連合の運用における措置として、監査及び職員研修等を追加しました。